# 発明の課題・効果と技術的範囲の解釈 ~日本及び中国双方で争われた事例~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第39回)

加藤電機株式会社 上訴人(原審原告)

東莞下西技研機器製品場 被上訴人(原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概 要

専利法第59条は特許の技術的範囲解釈にあたり以下の通り規定している。

#### 第59条

発明又は実用新型特許権の技術的範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

本事件においては、「収装」とする文言について争いとなり、広東省東莞市中級人民法院は、 イ号製品は問題となる部品を収めているものの、発明の効果を十分に奏さない形での収装である として技術的範囲に属さないと判断した<sup>1</sup>。一方、広東省高級人民法院は、明細書の発明の課題 の記載に鑑みれば問題となっている部品の収装形態は、発明の課題、効果とは必ずしも関係がな いとして、イ号製品は文言上、請求項の構成要件を充足し、技術的範囲に属するとした<sup>2</sup>。

## 2. 背景

### (1) 特許の内容

加藤電機株式会社(原告)は、「原稿圧着板開閉装置」と称する発明の特許権者である。特許番号はZL00134282.7(以下282特許という)である。282特許は、2000年11月30日国家知識産権局に出願され、2008年6月18日に登録された。282特許に対しては無効宣告請求がなされたが、復審委員会により有効と判断されている。

<sup>1</sup> 広東省東莞市中級人民法院判決 (2012) 東中法民三初字第89号

<sup>2 2015</sup>年8月10日広東省高級人民法院判決 (2014) 粤高法民三終字第358号